

亀川小いじめ防止基本方針

平成 27 年 4 月作成

令和 5 年 4 月改定

天草市立亀川小学校

目 次

1	いじめの防止対策の基本方針	
(1)	いじめの防止等の対策に関する基本理念 1
(2)	いじめの定義 1
(3)	学校及び職員の責務 3
(4)	いじめ問題への基本認識 3
2	いじめ防止等の対策のための組織の設置	
(1)	いじめ対策委員会の設置 3
3	いじめの防止	
(1)	学校におけるいじめの防止 4
4	いじめの早期発見	
(1)	いじめの調査等 5
(2)	いじめの相談体制 6
5	いじめが疑われた場合の対応	
(1)	いじめ情報の把握 6
(2)	事実の確認と支援及び指導 6
(3)	いじめ対策委員会の招集 7
(4)	対応方針の決定・役割分担 7
(5)	いじめられた児童の保護者に今後の方針を伝え理解を求める 7
(6)	いじめられた児童、いじめたとされる児童、周囲の児童への 指導 7
(7)	保護者との連携 8
(8)	関係機関の連携 9
(9)	情報提供 9
(10)	いじめの解消 9
6	重大事案への対処	
(1)	重大事態の意味 9
(2)	学校の設置者（＝教育委員会）又は学校による調査 10
(3)	調査結果の提供及び報告 14
7	公表・点検・評価 15

亀川小いじめ防止基本方針（R 5. 4 改訂）

1 いじめの防止対策の基本方針

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの問題は、すべての児童に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、人権教育を教育の根幹に据え、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童との信頼関係を築き上げ、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、天草市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、「天草市いじめ防止基本方針」改訂版（令和3年5月）を踏まえ、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じる。

ア いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むこと。

イ いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップの基、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、すべての教職員が日々実践すること。

ウ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決すること。

（2）いじめの定義

いじめ防止対策推進法によると「第2条 この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、

当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされている。いじめは、社会性を身につける途上にある児童生徒が集団で行動する場合、ときには発生するものであるため、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、校内に設置する「いじめ不登校対策委員会」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の児童や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するといった十分な見極めを行わなければならない。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応することとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ク パソコンやスマートフォン、携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認め

られるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、教育委員会とも連携し、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(4) いじめ問題への基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期解消」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下のア～キは、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

ア いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。

イ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

ウ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい傾向があることに常に留意しなければならない。

エ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

オ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

カ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題であり、教職員は常に研究と修養に努めなければならない。

キ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

(1) いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策等のための組織「いじめ対策委員会」を設置する。

ア 構成員

(ア) 校内構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当（情報集約担当者）、当該児童担任及び学年主任、人権教育主任。

(イ) 拡大委員会の場合は、上記校内構成員に加え以下の校外構成員を含める。

特別支援教育巡回相談員、スクールカウンセラー、熊本県天草教育事務所学校支援アドバイザー、同 S S W

(ウ) 協議や対応する内容に応じて委員会の構成員を、(ア)又は(イ)

とする。

イ 活動

- (ア) いじめ防止に関すること。(職員研修の立案, 実施等)
- (イ) いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査, 教育相談等)
- (ウ) いじめ事案に対する対応に関すること。
- (エ) いじめが心身に及ぼす影響, その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

ウ 開催

毎週の児童理解の時間に情報を共有する。また, いじめ事案発生時は臨時に開催し, 必要に応じて拡大委員会とする。

エ いじめ事案発生の場合

- (ア) 事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- (イ) 事案の分析及び課題把握
- (ウ) 事案解決のための対応策の検討
- (エ) 対応方針の決定と解釈への見通しの指示
- (オ) 教職員一人一人の役割の明確化
- (カ) 家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- (キ) 学校で対応できる事案であるか否かの意見交換と判断
- (ク) 校長を中心に全員で協同実践

3 いじめの防止

(1) 学校におけるいじめの防止

いじめは, どの児童にも起こりうることから, すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして, 全員を対象に未然防止の取組を行うこととする。また, 学校基本方針に基づく取組は, 年間を通じて計画的に行うものとする。

いじめの「未然防止」では, 「居場所づくり」と「絆づくり」の二つを区別しつつ, その両方を行っていくことが重要であると言われている。本校においてはそのことを基軸におき, 全ての教育活動において取り組む。

ア 居場所づくりについて

「居場所づくり」とは, 学級や学年, 学校を児童の居場所になるようにしていくことである。そのためには, 児童が安心・安全に学校生活を送ることができると感じられるような「場」として, 学級や学年, 学校づくりをしていくことが必要である。

様々な危険から子供を守るという安全はもとより, そこにいることに不安を感じたり, 落ち着かない感じを持ったりしないという安心感を持たせる場をつくることも居場所づくりでは重要な観点である。たとえば, 授業中当てられたらどうしようと内心ビクビクしている, 答えが間違っていたらどうしようと手を挙げられずにいる等である。

こうした児童の場合，基礎的な学力が身に付いていないことや教師の発問の意味を理解できていないことが不安の原因であると考えられる。これを解消するには，児童の実態に応じて適切に計画された授業を構成すること，児童にとって分かりやすく主体的な学習を促す発問を工夫すること，児童の学習意欲を高める教材開発に努めること等「わかる授業づくり」に向けた教師の働きかけと指導力の向上が必要である。

また，間違った答えを言っても笑われたり叱られたりしないという支持的な学級風土をつくることも大切なことである。さらに，学習を支える基本的な学習態度(学ぶ姿勢の保持，学習準備の習慣等)を小学校の低学年のうちから身につけさせることも重要である。このように「居場所づくり」と日常的な「わかる授業づくり」は密接な関係があるものと捉え，取組の重要な柱として位置付ける。

イ 絆づくりについて

「絆づくり」とは，児童自らが主体的に取り組む活動の中で，互いのことを認め合ったり，心のつながりを感じたりできるようにするということである。「絆づくり」を行うのは，あくまでも児童同士である。一方「絆づくり」を促すための「場づくり」は教師が行うものであり，その働きは「絆づくり」にとって不可欠なことである。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め，すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば，互いを認め合える人間関係・学級や学校風土を児童自らが作りだしていくことができる。それが，未然防止の第一歩であり，日々の学校生活の改善から未然防止は始まるものと考え，本校における未然防止の取組を定める。

ウ 本校が目指す「いじめに向かわない子供像」等

《いじめに向かわない子供像》

きちんと授業に参加し，基礎的な学力を身につけ，認められているという実感を持った子供

《キーワード》

「居場所づくり」と「絆づくり」

《そのために必要なこと》

・規律 ・学力 ・自己有用感 ・共感的な人間関係づくり

4 いじめの早期発見

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため，在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 「心の健康観察」(児童対象)と教育相談の時間を実施する。

毎月25日前後を「人権の日」として，チェックリストによる「心の健康観察」を実施する。「心の健康観察」は，子供たちの心の変化や悩み・

トラブルなどの早期発見，解決を目指すものである。気になる記述があった子供には，教育相談の時間を設け，問題解決の支援をする。

各観点の評価をプロフィールとして記録し，数値の変化に十分注意する。

イ 熊本県「心のアンケート」(12月 児童対象)を実施する。

天草市「心のアンケート」(6月 児童対象)を実施する。

ウ 児童理解の時間を毎週月曜日に設定し，児童の状況について全職員で共通理解を図る。また，児童・保護者への対応について担任から報告を受け，事例研究の場とする。

(2) いじめ相談体制

ア 校内におけるいじめ相談窓口の設置

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう，いじめ相談窓口を各学級担任の他，養護教諭，教頭，教務，特別支援教育コーディネーターと定め学級通信及び学校だより等などで保護者，児童に周知する。

イ 校外におけるいじめ相談窓口の周知

(ア) 熊本県天草教育事務所 スクールソーシャルワーカー (SSW)，スクールカウンセラー (SC) の活用 連絡先0969-22-4127

(イ) 天草市教育委員会 ホットスペース 連絡先0969-22-4991

校外におけるいじめ相談窓口については，保護者・児童へ周知する。

5 いじめが疑われた場合の対応

いじめの事実が確認された場合は，いじめをやめさせ，その再発を防止するため，いじめを受けた児童・保護者に対する支援と，いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(1) いじめの情報の把握

・いじめが疑われる言動を目撃 ・日記等から気になる言葉を発見 ・児童生徒や保護者からの訴え ・「心のアンケート」「心の健康観察」等のいじめ調査から発見 ・その他学校内外から提供されたいじめ情報等から実態把握を行う。

情報伝達の系統

最初に認知した教員等→学級担任・学年主任→生徒指導担当(情報集約担当者)→教頭・校長

(2) 事実の確認と支援及び指導

ア いじめの状況について，聴取する。

イ 事実についての聴取は，いじめられた児童→周囲の児童→いじめたとされる児童の順に行う。

ウ 複数の教員で確認しながら聴取を進め，情報提供者についての秘密を厳守する。

エ いじめたとされる児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけることがないように十分配慮する。

(3) いじめ対策委員会の招集

校内構成員によるいじめ対策委員会：校長，教頭，教務主任，生徒指導担当（情報集約担当者），当該児童担任及び学年主任，人権教育主任で構成する。

拡大委員会の場合，上記構成員に特別支援教育巡回相談員，熊本県天草教育事務所SSW，天草市SCを加える。

(4) 対応方針の決定・役割分担

ア 情報の整理

イ 対応方針 ・緊急度の確認，「自殺」「暴行」等の危険度を確認

ウ 役割分担

(ア) いじめられた児童，いじめたとされる児童，周囲の児童からの事情聴取と支援，及び指導担当

(イ) 保護者への対応担当・関係機関への対応担当

(5) いじめられた児童の保護者には，今後の指導方針を伝え理解を求める。

(6) いじめられた児童，いじめたとされる児童，周囲の児童への指導

ア いじめられた児童への具体的な対応

(ア) いじめられた児童から，事実関係の聴取を行う。その際，「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど，自尊感情を高めるよう留意する。

(イ) 当該児童の心理的な安定を図り，安心して話せる雰囲気をつくる。また，当該児童の思いを丁寧に聞き，しっかりと受け止める。

(ウ) 児童の個人情報取り扱い等，プライバシーには十分に留意して対応を行っていく。

(エ) いじめられた児童や保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去する。

(オ) 事態の状況に応じて，複数の職員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，いじめられた児童の安全を確保する。

(カ) いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

(キ) いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，必要に応じていじめた児童を別室において指導することとしたり，状況に応じて出席停止制度を活用したりして，いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

(ク) 状況に応じて，心理や福祉等の専門家，警察関係者など外部専門家の協力を得る。

(ケ) 日記ノートとの交換や面談等を定期的に行い，不安や悩みの解消に努

める。

(コ) 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行う。

イ いじめたとされる児童への指導と対応

(ア) いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の職員が連携し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

(イ) その際、必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得る。

(ウ) 行った行為に対しては毅然と指導しながら、いじめを行った背景の理解に努める。

(エ) 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させる。

(オ) いじめられた児童の苦しみに気付かせ、自分がいじめたことの自覚をもたせる。また、いじめは決して許されないことをわからせる。

(カ) 日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら心理的変容の確認をしていく。

(キ) 授業や学級活動等の中で、本人のよさを見出し適切に評価することを通して自己肯定感を高め、新たな友達関係づくりの意欲を持たせる。

ウ 周囲の児童(傍観者的立場の児童)への指導・対応

(ア) いじめを受けた児童の気持ちを深く考えさせる。

(イ) いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

(ウ) いじめの事実を告げることは、告げ口や卑怯な行為ではなく、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを理解させる。

(エ) いじめられた児童は、傍観者的立場の児童をどのように感じていたかを考えさせ、いじめがあることを知りながら放置することは、いじめに加担したことと同じであることを受け止めさせる。

(オ) これからどのように行動したらよいのかを考えさせ、いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めさせる。

(7) 保護者との連携

ア いじめられた児童の保護者との連携

(ア) 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。

(イ) 保護者の思いや願いをしっかりと受け止める。本校のいじめ防止基本方針を説明し、徹底して子供を守り支援していくことを伝える。また、具体的対応について示し、理解を求める。

(ウ) 指導過程の中で、対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者から

児童の様子等について情報提供を受ける。

イ いじめた児童の保護者との連携

(ア) 事情聴取後迅速に当該児童の家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、事実に対する保護者の理解を得る。また、いじめられた児童の状況を伝え、いじめの状況の認識をしてもらう。

(イ) 学校の指導方針を伝え、両方の児童をよりよく成長させたいと考えていることを伝える。

(ウ) 以後の対応を学校と保護者が連携して適切に行えるよう、保護者の協力を求める。保護者に対する継続的な助言を行う。

(8) 関係機関との連携

ア 天草市教育委員会との連携

速報として事件の概要を伝える。教育委員会からの指導を受けながら、学校は危機管理の視点から主体的に対応していく。段階を追って、事故報告第一報、第二報・・・にて状況を報告する。

イ 天草警察署との連携

天草市教育委員会と合議の上、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、天草警察署と連携して対処する。

(9) 情報提供

いじめの調査結果等について、いじめられた児童およびその保護者へ適切な情報提供を行う。

(10) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ア いじめに係る行為が止んでいること

- ・その期間は、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 重大事案への対処

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、前各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が

当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

同条第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、30日未満でも教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 学校の設置者（＝教育委員会）又は学校による調査

ア 重大事態の発生と調査

(ア) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会は、個々の状況を十分把握した上、重大事態と認めるときは、速やかに市長に報告する。

(イ) 重大事態の調査主体と調査組織

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられ、国の基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることから、対象事案に応じて次の区分に基づき、教育委員会が判断する。

なお、学校が主体となって調査を行った場合でも、その後、教育委員会が必要と認めるときは、教育委員会の附属機関によって調査を行う。

a 学校が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

[調査組織]

学校に設置の「いじめ不登校防止対策委員会」を母体として、学校運営協議会委員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

b 教育委員会が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

○学校が主体となって調査を行う場合以外の事案

ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合には、教育委員会が主体となって調査を行うものとする。

〔調査組織〕

専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される教育委員会の附属機関を調査組織とする。

(ウ) 実施する調査の内容

重大事態の調査は、法第28条第1項において、「質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされており、「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどについて、その事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることを指している。

このことを念頭に置きながら、調査組織において、当該重大事態の状況に応じた調査方法等を決定の上、適切に調査を進める。

教育委員会及び学校は、調査組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

また、調査や再発防止に当たっては、国の基本方針に示されているように、特に次の事項に留意しながら、国の基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしつつ、事案の状況を踏まえて、適切に取り組むものとする。

a いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、その行為を停止させる。

いじめられた児童生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該

児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて学校の設置者が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

b いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議の上、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴取調査などがある。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、以下の事項に留意の上、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針(改訂版)」(平成26年1月文部科学省設置「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」)を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、

心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

c その他の留意事項

法第23条第2項において、学校は、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じるとされており、その措置を行った結果、重大事態であると判明した場合も想定されるが、その場合には、重大事態の全貌の事実関係を明確にするため、法第28条第1項による「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではない。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、学校と連携の上、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討す

るなど、必要な対応を行う。

また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、ときとして事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報の提供

教育委員会又は学校は、調査組織の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、いたずらに個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

(イ) 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会から（学校が調査主体となったものは、学校から教育委員会に報告し、教育委員会を通じて）、総合教育会議に報告する。

なお、イの説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、総合教育会議に提出するものとする。

(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

法第28条第1項による調査結果の報告を受けた市長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により調査を行う。

この市長の附属機関において、当該重大事態の状況及び法第28条第1項の調査組織による調査結果を踏まえた調査方法等を決定の上、適切に調査を行うものとする。

また、市長は当該附属機関による調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切に説明を行う。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー

保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告する。

さらに、市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

7 公表・点検・評価

(1) ホームページで亀川小学校いじめ防止基本方針を公表する。

(2) 年度ごとにいじめ問題への取り組みを学校関係者、及び職員で評価する。

(3) いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を毎年度見直すこととする。